



## ねんきん定期便等が確実に届くために事業主が 的確に住所変更の届出を行うよう指導してほしい (概要)

—行政苦情処理委員会の意見を踏まえたあっせん—

総務省中部管区行政評価局(淵上 茂(ふちがみしげる)局長、以下「当局」という。)は、「妻(60歳)は、この2年間はねんきん定期便等の年金関係の書類(以下「年金関係書類」という。)が全く送付されてこない。年金事務所に確認したところ、住所変更手続きが行われていないとのことであった。3年前に転居した際に、事業所に住所変更を届け出た記憶があり、改めて年金事務所から事業所に指導してもらったところ、数人の従業員が手続きをとった。年金関係書類が確実に本人に届くよう、住所変更手続きを励行するように指導してほしい。」との行政相談を受けました。

申出を受けて、当局では、行政苦情処理委員会(座長:西讓一郎(にしじょういちろう))に諮り、同委員会の意見を踏まえて、平成24年10月24日、日本年金機構中部ブロック本部に対して、事業主に対し、住所変更届の励行を図るための措置を講ずるようあっせんしました。

〈本件照会先〉

総務省中部管区行政評価局  
首席行政相談官室 水野  
電話 052(972)7416

## 【行政相談の要旨】

私の妻(60歳)は、この2年間はねんきん定期便を始めとする年金関係書類が全く送付されてこない。不審に思い、年金事務所に確認したところ、厚生年金被保険者の住所変更手続きが行われていないとのことであった。

3年前に転居した際に、妻が勤務する事業所に住所変更を届け出た記憶があり、改めて年金事務所から事業所に指導してもらったところ、数人の従業員が手続きをとった。

年金関係書類が確実に本人に届くよう、事業所に対し住所変更手続きを励行するように指導してほしい。

### ○制度等の概要

- 厚生年金保険被保険者(従業員)は、住所を変更したときは変更後の住所を事業主に申し出なければならない。(厚生年金保険法施行規則(昭和29年厚生省令第37号)第6条の2)  
また、被保険者から住所変更届を受けた事業主は、その旨を日本年金機構に届け出なければいけない。(同規則第21条の2)
- 被保険者の被扶養配偶者(国民年金の3号被保険者)についても、同様の手続により日本年金機構に住所変更届を提出することとされている。(国民年金施行規則(昭和35年厚生省令第12号)第8条第2項)



ねんきん定期便(以下「定期便」という。)等、年金関係の通知は、事業主を通して届け出られた被保険者の住所地に送付され、届出が励行されていないと宛名不在で未送達となる。

定期便等が確実に被保険者に届くには、①被保険者(従業員)から事業主への届出、②事業主から日本年金機構への届出の双方が的確に実施されることが必要。

## [当局の調査結果]

### 1 定期便の未送達の状況

- 定期便は、年金記録問題に対応するため、平成21年4月から開始されたもので、すべての現役加入者にその年金記録を通知するもの。
- 平成23年度の発送の対象者は約6,525万人で、その1.4%に当たる89万件が宛名不在で未送達。

↓

住基ネットでの確認は、その時点での住所地。その後、転居して住所変更の届出が励行されないと、再び、未送達となる。

### 2 住所変更の届出の励行のために日本年金機構が行っている対応

#### (1) 「住所一覧表」の提供サービスの実施

##### 【対策の内容】

事業主の申請により、日本年金機構に届け出られている被保険者の住所一覧を提供し、正しい住所地が届け出られているか確認してもらう。

##### 【対策の実情】

事業主が把握している住所地と「住所一覧」の住所地を確認することで、間違った住所地を訂正することができるが、被保険者から事業主の届出が励行されていないと、「住所一覧表」に掲載されている住所地は間違っただけで、確認の意味がない。

#### (2) 日本年金機構のホームページ、社会保険協会発行の広報誌での周知

##### 【対策の内容】

##### 【日本年金機構のホームページ】

①全国共通に提供する情報、②各都道府県ごとに提供する情報の2種類をHPに掲載。  
この情報は、毎月事業主に送付する保険料納入告知額通知書に同封。

##### 【社会保険協会発行の広報誌】

隔月に会員(事業主)に送付。

##### 【対策の実情】

##### 【日本年金機構のホームページ】

23年度における住所変更届に関する掲載記事は、全国共通の情報として1回あるのみ。(愛知県を対象とする情報の中には掲載実績はない。)

##### 【社会保険協会発行の広報誌】

23年度において、「住所一覧表」提供サービスに関する記事を1回掲載。この中で、定期便が確実に届くには、定期的に住所を確認することが必要であることを呼びかけ。



### (3) 年金事務所による指導

#### 【対策の内容】

年金事務所管内の事業主を少なくとも4年に1回は、対面で賃金台帳等の確認調査を実施する方針。

※ 年金記録問題への対応のため、事業所調査は対象を絞った重点的な調査となっていたが、平成23年度から全事業所を対象とする調査を再開。

#### 【対策の実情】

指導の主眼は、①厚生年金、健康保険の適用漏れ者の防止、②保険料の徴収漏れの防止等にあるが、住所変更届に関する事項も確認事項。

### (4) 事業主のこれら対策の利用状況(別添資料表1参照)

従業員数500人以上の5事業所の年金担当者から、年金機構の対策の利用状況について事情聴取した。

- 年金担当者自身が、住所変更を届け出た住所地に定期便等が送付されることを知らない(1事業所)。
- 「住所一覧表」サービス：1事業所が、サービスの存在を知らない。サービスを知っている4事業所のうち、利用実績があるのは3事業所。ただし、定期的な確認になっていないものもある。
- 「年金機構、社会保険協会提供の情報」：社会保険協会の情報は全ての事業主が知っているが、年金機構の情報は2事業所が「知らない」。

### 3 事業所における定期便未送達の苦情の発生状況等(別添資料表2参照)

上記5事業所から、①定期便未送達の苦情の発生状況、②苦情発生防止対策の実施状況について事情聴取した。

- 4事業所が、毎年3～5件程度の定期便未送達の苦情があるとしている。
- その原因は、「被保険者(従業員)は、会社へ届けた住所地に定期便が届くことを知らず、転居しても会社に届け出ないため。」としている。

- しかし、これら事業所における住所変更届の説明は、入社時、転勤時等に限定されており、パートの増加等から従業員の出入りが激しい中で、個々の従業員への周知は十分に行われていない状況。
- 独自に他の帳票(住民税決定通知書)で住所地の確認を行っているのは1事業所のみ。

## 行政苦情処理委員会の意見

定期便は、年金記録に関する国民の不審を払拭するため、被保険者に自分の記録を確認してもらい、間違いがあれば記録の訂正を申し出てもらうことを目的に開始されたものであり、確実に本人に届けられることが必要である。

住基ネットとの突合も未送達を減少させる上で必要な措置ではあるが、被保険者等の住所は変動するものであり、確実に本人に届けるには、正しい住所地の申出を励行してもらうことが大前提である。

このため、まず、事業主に、住所変更届は申出がなされた住所地に年金関係書類が送付されるための重要な手続であることを理解してもらい、その上で、従業員に申出の励行を指導してもらうことが必要であり、現行措置の拡充(特に事業所調査の活用)のみならず、あらゆる機会(注)を活用して、その周知徹底を行うことが必要と考える。

また、従業員の住所地の管理及び日本年金機構への届出は、事業主の責務であり、①従業員の住所地について、他の帳票(住民税決定通知書等)と整合性を確認する等により、適切に管理できるよう工夫した上で、②定期的に「住所一覧表」の提供サービスにより変更届の必要性を確認する等の措置をとることについて理解を深めること。

(注) 例えば、事業主への説明会での住所変更届の意義の説明、ねんきん定期便が確実に送付されるには、その都度、住所変更届が必要であることの注記など。

## 当局の対応

当局では、平成24年10月24日に、日本年金機構中部ブロック本部に対し、次の事項をあっせんしました。

定期便を始め日本年金機構からの通知が被保険者等に確実に到達するようにするため、次の措置を講じること。

① 事業主に、住所変更届は変更がなされた住所地に定期便等が送付される重要な手続であることを理解してもらった上、従業員(被保険者)に届出の励行を指導してもらうよう、現行の措置を活用して積極的に住所変更届の趣旨、励行の必要性を周知すること。特に、事業所調査は事業主と直接接する機会であり、この機会に住所変更した場合の適正かつ速やかな届出の指導及び周知徹底を行うこと。

また、他機関が主催する事業主を対象とする説明会で講師を行う場合等、あらゆる機会を利用して周知の徹底を図ること。

② 事業主自らが、従業員の住所管理を、それぞれの事業所の実情に応じた方法によって適切に行うべきものであること、及び、定期的な「住所一覧表」との突合により変更届の必要の有無を確認する方法があることを周知すること。

## 別添資料

表 1 調査対象事業所の住所変更届に関する認識度等

事業所名	従業員数	住所変更届の実績 (年)	年金機構、社会保険協会提供資料の認知		「住所一覧表」サービスの認知・利用実績		変更届した住所地に定期便が送付されることの理解
			年金機構の提供資料	社会保険協会の提供資料	知っている	利用したことがある	
A	729人	120件	知らない	読んでいる	○	1～2年に一度	知っている
B	7,024人	240件	読んでいる	読んでいる	○	1年に1回	知っている
C	4,046人	480件	読んでいる	読んでいる	×	—	知っている
D	32,212人	600件	読んでいる	読んでいる	○	×	知っている
E	830人	30件	知らない	読んでいる	○	1年に2回程度	知らない

(注) 当局の事情聴取結果により作成

表2 調査対象事業所における「定期便未送達」の苦情の発生状況と従業員に対する住所変更届の周知状況

区分		A	B	C	D	E
「定期便未送達」に係る相談の発生状況		3件/年程度	5件/年程度	5件/年程度	5件/年程度	なし
従業員から会社への届出方法、届出の周知方法	方法	自社様式	自社様式	自社様式	自社様式	自社様式
	周知方法	○転勤者に説明	○入社時及び転勤者に説明 ○健康保険組合に啓発資料を配備	○転勤者及び社員寮を退出する者に説明	○転勤者及び転居の告知があった者に説明	○入社時、転勤者、及び転居の告知があった者に説明
事業所独自の住所地の確認		特になし	納税額決定通知書を配布する際に住所の一致を確認。	特になし	特になし	特になし
被保険者が届出の住所地に定期便が送られることの認識度		知らないと思う	知っていると思う (従業員から、会社に住所変更を届けたのに、定期便が届かないとの苦情あり。)	知らないと思う	知らないと思う (従業員の中には住民票の異動が必要なことも知らない者がいる。)	知らないと思う (従業員は、年金事務は会社がすべて行っていると思っている。)

(注) 当局の事情聴取結果により作成。